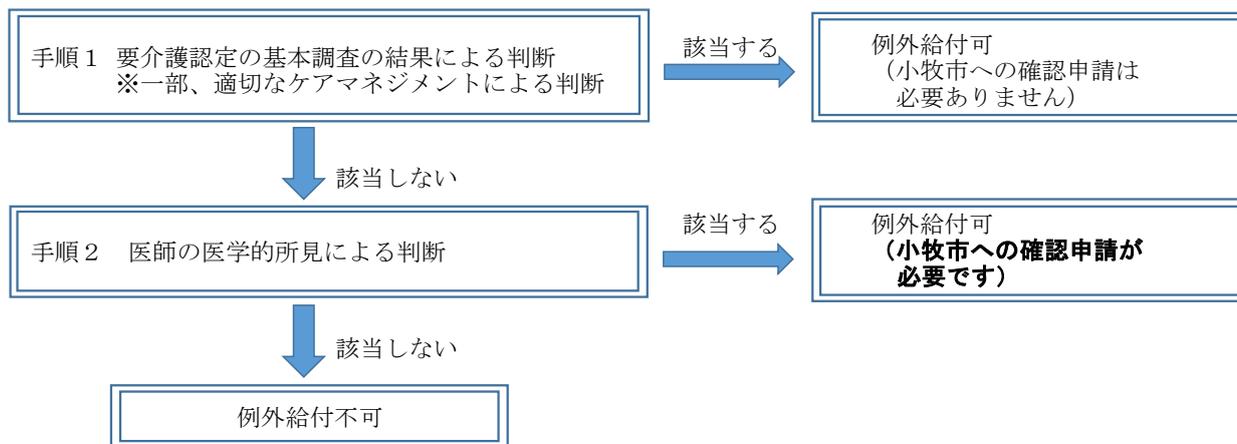
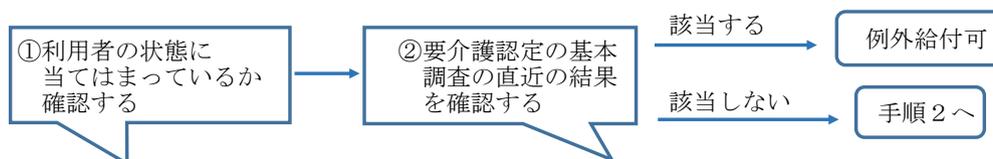


軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付のフロー図(令和6年5月版)



【手順1】

～判断の流れ～



種目	例外給付の対象になる状態像 (厚生労働大臣が定める者のイ)	左記の状態像に該当する基本調査の結果 (厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の直近の結果)
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが判断 ※ 主治の医師から得た情報(アの(二)に該当するかどうかの情報であり、手順2①のi)～iii)に該当するかどうかの情報ではありません。)及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断する。
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外

<p>オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査 1-8 「3.できない」 基本調査 2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが判断 ※主治の医師から得た情報(オの(三)に該当するかどうかの情報であり、手順2①のi)～iii)に該当するかどうかの情報ではありません。)及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより判断する。</p>
<p>カ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。) ※原則要介護3以下は貸与不可</p>	<p>次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査 2-6 「4.全介助」 基本調査 2-1 「4.全介助」</p>

【手順2】

～判断の流れ～

①利用者の状態を確認する。

ケアマネジャー等は、利用者の状態が、次のi)からiii)の状態像に該当する可能性があり、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか、確認します。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
(例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例) がん末期の急速な状態悪化
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(例) ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※利用者等告示＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）

②医師に所見を照会する。

①で行った利用者の状態像の判断について、医師の所見を求めます。

③サービス担当者会議を開催する。

②で入手した医師の所見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるか検討します。

④市に例外給付の確認申請をする。

【必要書類】

- (1) 福祉用具貸与に伴う例外給付確認申請書
- (2) 医師の医学的な所見を確認できる資料
(例) 主治医の意見書、医師の診断書、担当職員が聴取した医師の所見を記載した居宅（介護予防）サービス計画書等
- (3) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断できる書類
(例) サービス担当者会議の議事録等

※三者委託をしている場合の申請者は担当している地域包括支援センターです。

⑤市が申請書類を確認し、申請者に例外給付を必要とすることを確認した旨を通知する。
(申請より約1週間)

例外給付可

その後、再申請が必要となった場合

⑥再度、市に例外給付の確認申請をする。(④と同じ手続)

【再申請が必要な場合】

- ・地域包括支援センターから三者委託を受けて介護予防支援を行っていた居宅介護支援事業所が、委託を終了し、直接契約による介護予防支援を行う場合
- ・介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が直接契約を終了し、地域包括支援センターからの三者委託による介護予防支援を開始した場合
- ・要介護認定の結果、利用者の担当事業所が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所になる場合(逆も含む。)
※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所の利用者が、要支援から要介護(逆も含む)になり、引き続き同じ居宅介護支援事業所を利用する場合は、再申請は必要ありません。
- ・転居等により、担当の地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が変わる場合
- ・貸与品目(種目)に追加がある場合
(例) 特殊寝台を申請して例外給付で利用していたが、利用者の状態の変化に伴い床ずれ防止用具のマットレスが追加が必要と判断した場合
※**同じ種目内の福祉用具の追加や変更の場合は市への申請は不要**ですが、検討した際のサービス担当者会議の議事録等の保存は必要です。
- ・一度利用を中止した例外給付での福祉用具貸与を再度利用開始する場合

再申請が不要な場合でも、認定の更新時や区分変更時等、必要に応じて例外給付の必要性を検討してください。なお、検討した際のサービス担当者会議の議事録等は保存してください。

※注意事項※

- ・例外給付の適用開始日は、原則として**市に申請した日**となります。
- ・①主治医の意見聴取⇒②サービス担当者会議の実施⇒③市へ提出の順序が守られていない場合は、例外給付の対象とはなりません。